

旭川市キッズ・ゾーン推進要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市内（以下「市内」という。）の保育施設等が行う散歩等の園外活動の安全確保のため、各施設ごとに小学校等の通学路に設けられているスクール・ゾーンに準ずるキッズ・ゾーンを設定することで、施設周辺道路における運転者等への注意喚起や、道路整備や交通規制等の安全対策（以下「対策」という。）の一層の推進を図ることを目的に制定する。

(対象施設)

第2条 キッズ・ゾーン設定の対象施設は、市内の保育所、地域型保育事業所、認定こども園認可外保育施設（企業主導型保育事業含む。）とする。

2 前項の施設のうち、スクール・ゾーン設置済の対象施設は、対象外とする。

(推進体制)

第3条 キッズ・ゾーンにおける主管部局及び関係機関等は、次のとおりとする。

- (1) 主管部局は、旭川市こども・女性・若者未来部こども保育課とし、内閣府・厚生労働省より発出された「キッズ・ゾーンの設定の推進について」（令和元年11月12日付府子本第636号、府子本第638号、子少発1112第1号、子保発1112第1号、障障発1112第1号）に基づき、必要事項を決定する。
- (2) 関係機関等は、道路管理者、所轄警察署、対象施設及び市の対策に関連する課とし、主管部局とともに第5条に定める事項に取り組む（詳細は、別紙のとおり。）。

(設定)

第4条 キッズ・ゾーンの設定は、対象施設が抽出した散歩等の園外活動経路（以下「散歩経路」という。）に基づき市が決定する。

2 キッズ・ゾーンの範囲は、散歩経路を含む、対象施設の周囲半径約500メートル以内を原則として設定する。ただし、地域の実情に応じ、目的地までの距離、経路（複数の散歩経路がある場合を含む）等については、柔軟に設定することができる。

3 散歩経路を持たない対象施設は、キッズ・ゾーン設定の対象外とする。

(対策)

第5条 キッズ・ゾーンにおける対策として、次のことに取り組む。

(1) 対策箇所の選定

散歩経路上、対策の必要な箇所（以下「危険箇所」という。）を選定する。

(2) 対策の実施

対策箇所の選定後、関係機関等と連携し、対応可能な具体的対策を実施する（詳細は、別紙のとおり。）。

(3) 上記(1)、(2)に取り組むため、主管部局は関係機関等との会議を開催する。

(継続的推進)

第6条 キッズ・ゾーンにおける対策の継続的な推進のため、市は次のことを行う。

(1) 調査・報告

ア 散歩経路の変更の有無や危険箇所の把握のため、対象施設に対し報告を求めるものとする。

イ 対象施設から所在地や散歩経路の変更の報告があり、キッズ・ゾーンの範囲の変更が必要となった場合は、範囲の再設定を行う。

ウ 対象施設は、日常的に危険箇所の点検・把握に努めるとともに、新たな危険箇所が発生した場合は、経路の変更の可否を判断した上で、危険箇所の報告を行う。

(2) 合同安全点検の実施

対象施設からの報告に基づき、必要に応じて関係機関等で対策の検討が必要な箇所に対する合同安全点検を実施する。

(3) 対策の進捗管理

キッズ・ゾーン内の対策の実施状況等の進捗管理を行う。

附 則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

旭川市キッズ・ゾーン推進にかかる関係機関等の役割及び対策事例

関係機関等		役 割	対策事例
主管部局			
旭川市	こども・女性・若者未来部（こども保育課）	・キッズ・ゾーンの設定 ・キッズ・ゾーンにおける交通安全対策検討箇所の選定 ・関係機関等との連絡調整及び合同安全点検実施に係る調整 ・キッズ・ゾーンの運用及び交通安全対策の進捗管理 ・交通安全対策に係る近隣住民との調整	・キッズ・ゾーン設定に係る市民への周知・啓発
関係機関等			
旭川市	防 災 安 全 部（交通防犯課）	・キッズ・ゾーンとスクールゾーンの調整 ・交通規制等に係る要望提出	・キッズ・ゾーンに係る市民への交通安全意識の普及・啓発
	土 木 部（土木総務課）	・交通安全対策に係る技術的助言及び協力 ・各道路管理者（国・道・市）間の調整	—
	土 木 部（土木管理課）（土木建設課）（土木事業所）		
道路管理者	国 土 交 通 省 北海道開発局 旭川道開発建設部（道路計画課）（旭川道路事務所）	・キッズ・ゾーン内の危険箇所の交通量や道路工事箇所等の情報提供	・防護柵、カーブミラーの設置 ・歩道の設置、拡幅、バリアフリー化 ・路面標示の設置 ・路面のカラー化 ・警戒標識等設置による注意喚起
	北 海 道 上川総合振興局 旭川建設管理部（事業室事業課）		
所轄警察署	北海道警察旭川方面本部	・キッズ・ゾーン内の危険箇所の事故発生状況等の情報提供	・横断歩道や信号機等の設置 ・信号機の歩車分離化や横断秒数等の見直し ・ゾーン30の整備 ・警察署や運転免許試験場等にチラシ設置することによる、自動車の運転手等への周知・啓発
	旭川中央警察署（交通第一課） 旭川東警察署（交通第一課）		
対 象 施 設		・キッズ・ゾーン範囲設定に係る散歩経路の報告 ・キッズ・ゾーン内の散歩経路上の危険箇所の点検・抽出	・安全な散歩経路への変更 ・危険箇所の確認と職員間の情報共有 ・歩行時の体制及び安全確認安全指導 ・保護者への周知・啓発